

個人情報管理規程細則

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人こども未来ネットワーク（以下「当法人」という）が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、当法人の取扱う個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 本細則における特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。その他の用語は、番号法その他の関連法令の定めに従う。

(個人番号を取扱う事務の範囲)

第3条 当法人が特定個人情報を取扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

1 役職員に係る個人番号関係事務

- (1) 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
- (2) 雇用保険関係届出事務
- (3) 労働者災害補償保険法関係届出事務
- (4) 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
- (5) 国民年金第三号被保険者関係届出事務

2 上記以外の個人に係る個人番号関係事務

- (1) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (2) 不動産の使用料等の支払調書作成事務

(取扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条において当法人が個人番号を取扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- (1) 役職員又は役職員以外の個人から、本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
- (2) 当法人が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) 当法人が法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報

2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

(組織体制)

第5条 当法人の特定個人情報の取扱いについては、総責任者を理事長とする。

- 2 理事長が指名する者を事務取扱担当者とする。
- 3 事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうち一人を責任者とする。
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行う。
- 5 事務取扱担当者を変更することになる場合、理事長は新たに事務取扱担当者となる者を指名する。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行う。理事長はかかる引継ぎが行われたか確認する。

(事務取扱担当者の監督)

第6条 理事長は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(個人番号の取得、提供の求め)

第7条 当法人は、第5条に規程する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人または他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなきは、事前に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認)

第8条 当法人は役職員又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関連法令に基づき本人確認を行うものとする。

2 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面またはその写しの提出を求めるものとする。

(個人番号の利用制限)

第9条 当法人は第3条に規程する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。

2 当法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。

(特定個人情報の保管制限)

第10条 当法人は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 当法人は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、適切に保管する。

3 当法人は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、通知カード、身元確認書類等)の写し、当法人が行政機関等に提出する法定調書の控え、当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類は、関連法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存する。

(特定個人情報の提供制限)

第11条 当法人は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。なお、本人の同意があつても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意する。

(特定個人情報の開示)

第12条 当法人は、特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示する。

2 当法人は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報等の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

（保有特定個人情報等の訂正等）

第13条 当法人は、当該本人が識別される保有特定個人情報等の内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なくこれに応ずることとする。

（特定個人情報の廃棄・削除）

第14条 当法人は第3条に規程する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続ける。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管し、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除する。

（廃棄の記録）

第15条 当法人は、特定個人情報等を廃棄または消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。

（改 廃）

第16条 本細則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規則は2020年2月5日から施行する。